

別紙2

各入国者収容所等視察委員会の意見 に対する措置等報告（概要）一覧表

平成25年6月末日現在

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

| 番号 | 施設名 | 委員会 | | 入国者収容所等及び出国待機施設 | |
|----|-------------|------------|--|-----------------|---|
| | | 意見提出年月日 | 委員会の意見 | 委員会への報告日 | 検討結果 措置内容 (検討中又は措置を講じなかった場合はその理由) |
| 1 | 東日本入国管理センター | 平成25年4月30日 | 被収容者が読める書物(辞書、雑誌、新聞など)の充実を図るよう努力願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 既に当所が購入したものや慈善団体等から寄贈された数百冊に上る各国言語の書物を収容場内の書棚に置いており、被収容者が自由に閲読できる状況にあるところ、引き続き被収容者が読める書物の整備に努めていく。 なお、平成24年中に寄贈された書物は230冊余りに上るところ、その内訳は、辞書38冊、雑誌(情報誌・週刊誌を含む)37誌、小説62冊、教科書49冊、洋書5冊、画集6冊、写真集4冊、詩集3冊及び図鑑2冊等となっている。 |
| 2 | 東日本入国管理センター | 平成25年4月30日 | テレビ視聴時間について、延長できるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 被収容者の健康維持及び共同生活の観点から、現状において就寝時間に係る日課基準を変更する予定はない。ただし、スポーツ等の国際大会や、国民的催事に係る番組(ワールドカップ、オリンピック、年末年始等)について、被収容者から要望がある場合には弾力的に視聴時間を延長している。 なお、一部の被収容者からの夜間に放送されるテレビ番組を視聴したい旨の要望については、関係法令に抵触することがなく、これを日中の時間に視聴できるような方法その他の適切な方策について、引き続き検討することとしたい。 |
| 3 | 東日本入国管理センター | 平成25年4月30日 | 診療の申出から診療を受けるまでの期間を短縮し、迅速な診療ができるよう改善願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 現状の非常勤医師及び住診可能な医師による診療体制に加え、外部病院での受診を増す措置を講じることによって、診療を受けるまでの期間の短縮を図っている。 なお、住診可能な医師の確保について引き続き努力し、更なる診療体制の充実化に努めていく。 |
| 4 | 東日本入国管理センター | 平成25年4月30日 | 被収容者と医師等との間のコミュニケーションの改善を図るために、多言語での医療問診の支援が可能な翻訳システムの導入などを検討し、被収容者の申出に対応できるように努められたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 日本語、英語等を解さない被収容者の診療に関しては、民間通訳(電話通訳)を介して実施するなど、既に被収容者と医師等とのコミュニケーション不足が生じないよう措置している。 なお、医療問診の支援が可能な翻訳システムの活用について検証したが、同システムを活用する場合の資機材の配備等費用対効果を勘案した結果、引き続き民間通訳を介すなどして被収容者から訴えの内容を詳細に聴取し、医師に正確に伝達していくこととした。 |
| 5 | 東日本入国管理センター | 平成25年4月30日 | 常勤医師を確保するように努めるとともに、多様な診療に対応できるように地域の医療機関との緊密な連携をいっそう深めるべく引き続き検討し、改善願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 平成23年末頃から、常勤医師確保のため、近隣の多くの医療関係機関等に対し、当所の診療に関する実情を説明の上、医師派遣について協力を求めており、本年4月以降も引き続き医療関係機関に常勤医師の派遣を依頼しているところである。 さらに、ハローワークに医師募集を依頼するとともに、入国管理局ホームページ、茨城県地域医療支援センターホームページ及び茨城県医師会の会報紙に医師募集の掲示を依頼するなどして常勤医師の確保に努めている。 なお、多様な診療に対応できるような医療体制を構築するべく、近隣医療機関から情報を得ながら非常勤医師等の確保に向けて努めている。 |
| 6 | 東日本入国管理センター | 平成25年4月30日 | 申出の不許可告知の際には、被収容者に対して、より分かりやすい説明を行うよう努力されたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 被収容者申出に係る不許可告知を行う場合は、現状でも必ず理由を説明しているところ、更に質問があれば、一層わかりやすく説明するよう努めていく。 |
| 7 | 東日本入国管理センター | 平成25年4月30日 | 長期にわたる被収容者が多い施設の性格に鑑みて、長期の収容に対応する適切な処遇に努めるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 心身の変調を訴える被収容者のために、既にメンタルヘルス・ケアを目的とした臨床心理士によるカウンセリングを月4回実施するとともに、精神科医師による精神科診療を月2回実施しているほか、関東弁護士会連合会による長期収容者を対象とした無料法律相談会を年2回実施している。 なお本年4月20日以降、新たに祝日も含め毎日、戸外運動ができるようし、運動時間を楽しめるようサッカーボール、バレーボール、ソフトボール、グローブ、バトミントンラケット等の多様な運動用具を貸与することとした。 |
| 8 | 札幌入国管理局 | 平成25年4月30日 | 被収容者が読める書物(辞書、雑誌、新聞など)の充実を図るよう努力願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 既に各居室の書棚に多言語のグラフ雑誌や小説本等計204冊のほか、辞書(日本語、中国語、英語、ロシア語、ベルンヤ語、フランス語、スペイン語、韓国語、イタリア語等)を備えて、被収容者が自由に閲読できるよう措置しているところ、引き続き被収容者が読める書物の整備に努めていく。 |

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

| 番号 | 施設名 | 委員会 | | 入国者収容所等及び出国待機施設 | |
|----|---------|------------|---|-----------------|--|
| | | 意見提出年月日 | 委員会の意見 | 委員会への報告日 | 検討結果 措置内容 (検討中又は措置を講じなかった場合はその理由) |
| 9 | 札幌入国管理局 | 平成25年4月30日 | テレビ視聴時間について、延長できるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 被収容者の健康維持及び共同生活の観点から、現状において就寝時間に係る日課基準を変更する予定はない。ただし、スポーツ等の国際大会や、国民的催事に係る番組(ワールドカップ、オリンピック、年末年始等)について、被収容者から要望がある場合には弾力的に視聴時間を延長している。 なお、一部の被収容者からの夜間に放送されるテレビ番組を視聴したい旨の要望については、関係法令に抵触することがなく、これを日中の時間に視聴できるように方法その他の適切な方策について、引き続き検討することとしたい。 |
| 10 | 札幌入国管理局 | 平成25年4月30日 | 被収容者の隔離又は保護を目的に使用するとされている居室(4号室)については、プライバシーに資するとはいえ、トイレに衝立が設置され、被収容者の動静把握が徹底できるのか疑問である。また、同室は、通常の居室と同じように柵や鏡が設置されていることから、その使用目的を達成できるように被収容者の安全に配慮した構造とするよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置予定 従来、4号室は、主として被収容者の隔離又は保護を目的に使用していたが、今後、基本的には集団生活に馴染まない者や病等により休養を要する者など単独で処遇することが適当と見られる被収容者を収容する「単独室」との位置付けを明確にした。 また、トイレの衝立は、被収容者の動静把握に適した高さに改修するほか、被収容者を隔離する場合に備え、自損行為に利用されるおそれのある書棚を撤去することとした。 なお、鏡の材質は、容易に割れない合成樹脂製であるものの、引き剥がされることのないよう被収容者の安全に配慮した構造に改修する予定である。 |
| 11 | 札幌入国管理局 | 平成25年4月30日 | 屋上運動場については、柱及び壁がコンクリートになっており、運動中に怪我をする危険性もあるため、事故防止のための工夫を検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置予定 屋上運動場について、新たに床面に近い張り出し部分に緩衝材を取り付ける予定である。また、4面の壁面のうち、換気用鏝戸が取り付けられた2面以外の壁面2面に、床から2メートル程度の高さまで、ラバー材等を張り付ける予定である。 |
| 12 | 仙台入国管理局 | 平成25年4月30日 | 被収容者が読める書物(辞書、雑誌、新聞など)の充実を図るよう努力願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 被収容者が自由に閲覧できるような外国語の書籍について、入所頻度の高い国籍国の言語である英語、中国語及び韓国語の書籍の購入を検討している。 |
| 13 | 仙台入国管理局 | 平成25年4月30日 | テレビ視聴時間について、延長できるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 被収容者の健康維持及び共同生活の観点から、現状において就寝時間に係る日課基準を変更する予定はない。ただし、スポーツ等の国際大会や、国民的催事に係る番組(ワールドカップ、オリンピック、年末年始等)について、被収容者から要望がある場合には弾力的に視聴時間を延長している。 なお、一部の被収容者からの夜間に放送されるテレビ番組を視聴したい旨の要望については、関係法令に抵触することがなく、これを日中の時間に視聴できるように方法その他の適切な方策について、引き続き検討することとしたい。 |
| 14 | 仙台入国管理局 | 平成25年4月30日 | 入所手続き時に使用する書類について、入所頻度が高い国籍の言語を準備するよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 被収容者からの物品の保管に係る申出に基づき作成される物品一時預り書について、現行は日本語と英語の表記となっているが、入所頻度の高い国籍国の言語である中国語及び韓国語版の作成を検討中である。 |
| 15 | 仙台入国管理局 | 平成25年4月30日 | 屋上運動場の出入り口付近にあるコンクリート部分について、安全確保のための措置を検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 屋上運動場出入口付近のコンクリート部分について、ウレタンやゴムなどによる安全対策を検討中である。 |
| 16 | 仙台入国管理局 | 平成25年4月30日 | 屋上運動場のマンションに面している側について、被収容者のプライバシーの確保に資するために、半透明の目隠しなどを設置するよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 屋上運動場のマンションに面した側の底部分については、半透明の目隠し等プライバシー対策を講じるように検討中である。 |
| 17 | 東京入国管理局 | 平成25年4月30日 | 被収容者が読める書物(辞書、雑誌、新聞など)の充実を図るよう努力願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置予定 新たに入所実績の多い国籍国言語(12か国語)の書物を予算の範囲内で購入の上、配備し、被収容者に貸し出すこととした。なお、入所実績の多い国籍国(12か国)の在京大使館に対し、各国言語の書物の提供を依頼しており、提供があり次第順次増配備し、被収容者が読める書物の充実化を図っていくこととした。 |
| 18 | 東京入国管理局 | 平成25年4月30日 | テレビ視聴時間について、延長できるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 被収容者の健康維持及び共同生活の観点から、現状において就寝時間に係る日課基準を変更する予定はない。ただし、スポーツ等の国際大会や、国民的催事に係る番組(ワールドカップ、オリンピック、年末年始等)について、被収容者から要望がある場合には弾力的に視聴時間を延長している。 なお、一部の被収容者からの夜間に放送されるテレビ番組を視聴したい旨の要望については、関係法令に抵触することがなく、これを日中の時間に視聴できるように方法その他の適切な方策について、引き続き検討することとしたい。 |

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

| 番号 | 施設名 | 委員会 | | 入国者収容所等及び出国待機施設 | | |
|----|---------|------------|--|-----------------|---|--|
| | | 意見提出年月日 | 委員会の意見 | 委員会への報告日 | 検討結果 措置内容 (検討中又は措置を講じなかった場合はその理由) | |
| 19 | 東京入国管理局 | 平成25年4月30日 | 被収容者の収容期間が長期化傾向にあることに鑑みて、長期の収容に対応する積極的な処遇に努めるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 | 被収容者のストレス軽減を図るために、保安上支障のない範囲で運動用具及び娯楽用品を更に充実させることを検討する。 |
| 20 | 東京入国管理局 | 平成25年4月30日 | 官給食のメニューができるだけ多様化されるように検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 | 被収容者からの食事に関する意見・要望等については、これまでも機会を捉えて給食業者に申入れを行っているところ、今年度は、給食業者が被収容者からの食事に関する意見、要望等を踏まえた具体的な検討を行うよう新たに仕様書に明記し、メニューの改善が一層図られるよう措置した。 |
| 21 | 東京入国管理局 | 平成25年4月30日 | 物品購入品目の増加及びその価格の低廉化について引き続き検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 | 被収容者の要望等を踏まえつつ、保安上又は衛生上支障のない範囲で物品購入品目の拡大について業者と調整中である。なお、価格については店頭価格と同一であり低廉化は困難である。 |
| 22 | 東京入国管理局 | 平成25年4月30日 | 公衆電話料金の低廉化について引き続き検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 | 公衆電話料金の低廉化については、当局収容場における公衆電話による通信事業に対応できる通信事業者が限定されるところ、料金の低廉化に伴う撤退を回避しつつ低廉化を交渉するほか、新たな通信手段も視野に入れつつ、引き続き被収容者がより安価な料金で外部通信できる環境の構築を検討する。 |
| 23 | 東京入国管理局 | 平成25年4月30日 | 乳幼児などとの面会などで実施されている仕切りのない部屋での面会について、その適用範囲の拡大を検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 | 現在、被収容者と親子関係のある小学校就学前の乳幼児を対象として、仕切りのない部屋での親子面会を実施しているところ、試行的に小学校の夏休み期間における対象を小学生まで拡大し、適用範囲の拡大を検証・検討することとしたい。 |
| 24 | 成田空港支局 | 平成25年4月30日 | 被収容者が読める書物(辞書、雑誌、新聞など)の充実化を図るよう努力願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 | 既に収容場内に各国15言語約340冊の雑誌等を備えて、被収容者が自由に閲読できるよう措置しているところ、引き続き被収容者が読める書物の整備に努めていく。 |
| 25 | 成田空港支局 | 平成25年4月30日 | テレビ視聴時間について、延長できるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 | 被収容者の健康維持及び共同生活の観点から、現状において就寝時間に係る日課基準を変更する予定はない。ただし、スポーツ等の国際大会や、国民的催事に係る番組(ワールドカップ、オリンピック、年末年始等)について、被収容者から要望がある場合には弾力的に視聴時間を延長している。 なお、一部の被収容者からの夜間に放送されるテレビ番組を視聴したい旨の要望については、関係法令に抵触することがなく、これを日中の時間に視聴できるような方法その他の適切な方策について、引き続き検討することとしたい。 |
| 26 | 成田空港支局 | 平成25年4月30日 | 提案箱に投函する「意見・提案書」の各摘要欄の記載が日本語と英語のみとなっているが、他言語を母国語とする者にとっても理解できるよう改善を検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 | 従前の「意見・提案書」の各摘要欄の記載は、日本語に英語が併記されたものとなっているところ、今般、新たに英語のほかに12か国語版の書式を作成した。 |
| 27 | 成田空港支局 | 平成25年4月30日 | 収容場での電話使用時間が17時30分までとなっているが、保安上支障がない範囲で22時00分まで延長を検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 | 日夕点呼を円滑に実施する必要があるため、保安上支障がない範囲で、従前の17時30分から新たに20時30分まで延長した。 |
| 28 | 羽田空港支局 | 平成25年4月30日 | 被収容者が読める書物(辞書、雑誌、新聞など)の充実化を図るよう努力願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 | これまで被収容者から本件のような要望は寄せられていないが、新たに被収容者が自由に読める書物を配備した。 このほか被収容者から要望があれば、物品購入許可申出により、当空港ターミナルにある書店等で購入可能な雑誌または新聞の購入を新たに認めることとした。 |
| 29 | 羽田空港支局 | 平成25年4月30日 | テレビ視聴時間について、延長できるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 | 被収容者の健康維持及び共同生活の観点から、現状において就寝時間に係る日課基準を変更する予定はない。ただし、スポーツ等の国際大会や、国民的催事に係る番組(ワールドカップ、オリンピック、年末年始等)について、被収容者から要望がある場合には弾力的に視聴時間を延長している。 なお、一部の被収容者からの夜間に放送されるテレビ番組を視聴したい旨の要望については、関係法令に抵触することがなく、これを日中の時間に視聴できるような方法その他の適切な方策について、引き続き検討することとしたい。 |
| 30 | 羽田空港支局 | 平成25年4月30日 | 物品購入品目のリスト表について、入所頻度が高い国籍の言語を準備するよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 | 物品購入品目リストについては、これまで対象物品の写真に加え、品目を日本語と英語で表記していたところ、新たに入所頻度の高い国籍国の言語である中国語(簡体字)と韓国語についても併記を行った。 |

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

| 番号 | 施設名 | 意見提出年月日 | 委員会 | 入国者収容所等及び出国待機施設 | | |
|----|-------------|------------|---|-----------------|------|--|
| | | | 委員会の意見 | 委員会への報告日 | 検討結果 | 措置内容 (検討中又は措置を講じなかった場合はその理由) |
| 31 | 羽田空港支局 | 平成25年4月30日 | 収容場(4号室)のシャワー室の小窓について、プライバシー保護のために磨りガラスにするなど検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 | 収容場(4号室)のシャワー室の小窓については、新たにガラスに半透明のフィルムを貼付することで、プライバシーに配慮する対策を施した。 |
| 32 | 横浜支局 | 平成25年4月30日 | 被収容者が読める書物(辞書、雑誌、新聞など)の充実化を図るよう努力願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置予定 | 新たに入所実績の多い国籍国言語(12か国語)の書物を予算の範囲内で購入の上、配備し、被収容者に貸し出すこととした。なお、入所実績の多い国籍国(12か国)の在京大使館に対し、各国言語の書物の提供を依頼しており、提供があり次第順次増配備し、被収容者が読める書物の充実化を図っていくこととした。 |
| 33 | 横浜支局 | 平成25年4月30日 | テレビ視聴時間について、延長できるよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 検討中 | 被収容者の健康維持及び共同生活の観点から、現状において就寝時間に係る日課基準を変更する予定はない。ただし、スポーツ等の国際大会や、国民的催事に係る番組(ワールドカップ、オリンピック、年末年始等)について、被収容者から要望がある場合には弾力的に視聴時間を延長している。 なお、一部の被収容者からの夜間に放送されるテレビ番組を視聴したい旨の要望については、関係法令に抵触することがなく、これを日中の時間に視聴できるような方法その他の適切な方策について、引き続き検討することとしたい。 |
| 34 | 横浜支局 | 平成25年4月30日 | 休養室(単独室)内に設置している洋式便器が収容場内の廊下から見える状態となっているので、衝立等を設置してプライバシーに配慮するよう改善願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置予定 | プライバシーに配慮するため単独室のトイレに衝立を設置予定である。 |
| 35 | 横浜支局 | 平成25年4月30日 | 毎週火曜日に使用されている屋上運動場について、雨天の場合は中止とし翌週に延期しているとのことであるが、代替日を設けるなどして、できる限り戸外運動の機会を与える運用を図るよう検討願いたい。 | 平成25年6月25日 | 措置 | 屋上運動場が雨天のため使用できない場合は、新たに代替日を設けて金曜日に実施することとした。 |
| 36 | 西日本入国管理センター | 平成25年5月16日 | 日課基準では1時間と定められている被収容者の運動時間について、被収容者の入れ替え等のため実質50分程度しか時間がとれないのであれば、実質1時間の運動時間が設けられるよう検討していただきたい。また、運動時間の延長が困難であるならば、その旨を被収容者に対して説明するなどし、被収容者の理解が得られる方法を検討していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 検討中 | 当所には運動場が1か所しかないことから、運動時間は基本的に往復時間を含めて1時間としているところ、運動時間の延長を図るべく、運動方法等の見直しを行っている。 |
| 37 | 西日本入国管理センター | 平成25年5月16日 | 被収容者が自費により新聞販売店との購読契約が可能であれば、その旨被収容者に周知していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 | 本年1月31日から新聞の自費購読に関する日本語とローマ字表記での案内文を各収容区域に掲示している。 |
| 38 | 西日本入国管理センター | 平成25年5月16日 | 被収容者からの移室の要望に対して、個人的な理由である場合は許可していないとのことであるが、宗教上の理由により移室を申し出た場合は、配慮していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 | 移室の要望については必要性及び緊急性を考慮して許可の判断を行っているが、宗教上の理由によるものについては、施設の管理・運営上可能な範囲で配慮することとした。また、集団礼拝を希望する場合は、開放処遇時間中に限り単独室の使用を認めている。 |
| 39 | 西日本入国管理センター | 平成25年5月16日 | 医師には被収容者側に立った対応について、配慮するよう貴局から指導していただきたい。 例えば、外部診療の不許可判断をした際に、医師が被収容者に対して丁寧な説明をするなどして意思疎通を図り、医師への不信感を払拭するよう対応していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 検討中 | 医師に対しては、被収容者への丁寧な説明を行うよう適宜申し入れし、医師も丁寧な対応を行っているところ、問題の根底に被収容者の医師への不信感があると思料されるので、これを払拭させるべく、更なる手段を模索している。 |
| 40 | 西日本入国管理センター | 平成25年5月16日 | シャワー室の清掃は被収容者の自主性に一任されているところ、被収容者が必ずしも清掃を行う価値観を有しているわけではないことから、清掃が不十分となっているので週1回程度は業者による清掃を行っていただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 | 委託業者による週1回の各シャワー室床面清掃及び年1回の全面清掃を実施しているほか当センター職員による清掃も行っている。なお、特にA及びB区域においては、経年劣化によるこびりついた黒カビの除去等を目的とした床面防水シート除去・塗装の工事を行っており、6月上旬までに完了予定である。 |
| 41 | 西日本入国管理センター | 平成25年5月16日 | 機器の操作について理解が不十分のため、洗濯機及び乾燥機の調子が悪く、時間がかかるとの意見があることから洗濯時の設定等を確認していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 | 洗濯機及び乾燥機の使用方法については、洗濯時の設定方法を含め、シャワー室内に写真付きの案内文(日本語、ベトナム語、ペルシャ語、英語、韓国語、中国語、スペイン語)を掲示している。なお、洗濯機及び乾燥機については、故障・不調があれば速やかに業者に修理を依頼しており、修理完了までの間は代替機を使用させている。 |

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

| 番号 | 施設名 | 委員会 | | 入国者収容所等及び出国待機施設 | |
|----|------------|------------|--|-----------------|---|
| | | 意見提出年月日 | 委員会の意見 | 委員会への報告日 | 検討結果 措置内容 (検討中又は措置を講じなかった場合はその理由) |
| 42 | 大村入国管理センター | 平成25年5月16日 | 給食に関して、メニューが偏ったものにならないよう給食業者と協議するなどして、改善していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 給食業者との打合せ会議を定期的開催し、被収容者の嗜好やメニューに対する意見等の共有化を図った上で、メニューの多様化について要望しており、平成25年4月から豚肉の使用を開始したところ、おおむね好評であった。 今後も被収容者の意見を聴取するなどして、継続的にメニューの改善に努めることとしたい。 |
| 43 | 大村入国管理センター | 平成25年5月16日 | 宗教上の理由により、豚肉抜き食や牛肉抜き食等を給与する場合は、被収容者に対して、その食事の内容について十分に説明を行っていただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 被収容者から宗教上の禁忌食材について聴取し、使用されている食材について質問があれば、献立表を確認し、又は業者に確認するなどにより一層正確かつ丁寧に説明を行うこととした。 |
| 44 | 大村入国管理センター | 平成25年5月16日 | 被収容者からの移室の要望に対して、個人的な理由である場合は許可していないとのことであるが、宗教上の理由により移室を申し出た場合は、配慮していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 移室の要望については必要性及び緊急性を考慮して許可の判断を行っているが、宗教上の理由によるものについては、施設の管理・運営上可能な範囲で配慮することとした。 |
| 45 | 大村入国管理センター | 平成25年5月16日 | 設置電話が少ないので増設について、検討していただきたい。また、公衆電話の子機を導入して開放時間外に電話を使用できるようにしたことは被収容者に配慮した運営であるが、現状の各ブロック1台では少ないと思料されるので、子機の増設を検討していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 検討中 現在設置されている公衆電話の使用実績が少なく、設置業者に引き続き設置してもらうことも困難と言わざるを得ない現状ではあるが、今般、増設の可否について業者に確認中であり、引き続き検討することとしたい。 なお、子機については、各ブロックの居室ごとに子機の使用時間帯を設定(毎日変更)しているが、子機の複数台同時使用はできないことから、申出があれば他の居室と調整し変更するなど、柔軟に対応している。 |
| 46 | 大阪入国管理局 | 平成25年5月16日 | 被収容者同士の面会を毎日できない理由として、面会を実施する体制を作ることが難しいとの説明があったが、被収容者の理解が得られるよう丁寧に説明していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 夫婦等の被収容者同士の面接については柔軟に対応しているところ、被収容者に対しては、保安上の理由等により状況によっては対応できないことがある旨丁寧に説明している。 |
| 47 | 大阪入国管理局 | 平成25年5月16日 | 診断結果等について、医師からの説明不足が被収容者の不満に繋がっているとの推測されるので医師への適切な指導を含め、被収容者の納得が得られるようにしていただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 医師に対して、より一層わかりやすく丁寧な説明を行うよう申し入れた。 |
| 48 | 大阪入国管理局 | 平成25年5月16日 | 食料品の差し入れを一部認めている収容施設もある中、食料品の差し入れを一切受け付けていないが、食品以外のものも含め、合理的な理由があるかという点から検討していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 当庁舎に入居している売店以外からの購入や面会人等からの物品授与を認めた場合、多くの物品の検査を行う必要が生じ、処遇部門の他の業務に支障が出ることを予想されるため行っていない。 なお、昨年度、売店に対し購入品目の拡大を要請し、拡大措置をとっているところ、今後も可能な範囲で対応することとしたい。 |
| 49 | 大阪入国管理局 | 平成25年5月16日 | 情報提供資料に物品授与に係る不許可件数が0件と記載されているが、処遇勤務員が被収容者に対して、許可が難しいと説明した上で取り下げさせている件数の提供を含め、取扱いについて、検討していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 講じず 被収容者に対する物品授与は、申出主体が外部の者であり、被収容者に「許可が難しい」旨説明して取り下げさせている事例は実務上考えにくい。 なお、保安上又は衛生上支障がある物品の授与は認められないことから、そのような物品について、被収容者に対して説明することは十分に考えられるが、その説明により、外部の者への依頼をとりやめ件数の把握は困難であり、提供することはできない。 |
| 50 | 名古屋入国管理局 | 平成25年5月16日 | 宗教に関わる行為については、最大限の配慮をしていただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 保安上の支障のない範囲で信仰に必要なロザリオ等の物品の持込みを許可しているほか、礼拝の機会の確保やラマダン月における断食に対して官給食の支給時間を変更するなど被収容者の信仰する宗教に配慮した処遇を行っており、今後も被収容者の宗教に関わる行為について最大限配慮した処遇に努める。 |
| 51 | 名古屋入国管理局 | 平成25年5月16日 | 個別事案についての被収容者に対する説明が不十分であることから問題が起きていないと見受けられる。日本人とは文化が異なることを念頭において被収容者には対応していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 被収容者に対して日本語で説明を行う場合は、被収容者の日本語理解能力に応じて簡単かつ平易な言葉に言い換えて説明するように心がけている。 被収容者の日本語理解能力に問題があったり、説明の内容が複雑困難である場合は通訳人を介して説明するようにしており、今後も懇切丁寧な説明により、被収容者の理解が深まるように努めたい。 なお、被収容者の処遇に当たっては、日本人とは異なる風俗習慣や宗教などを念頭に置いている。 |
| 52 | 名古屋入国管理局 | 平成25年5月16日 | 外部委託業者に対し、コミュニケーションや理解不足のため苦情が出ている。外部委託業者が理解を深めるよう取り組んでいただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 被収容者から外部委託業者に対する苦情があれば、事実確認等を行った上、必要に応じて改善を求めようとしている。 |
| 53 | 名古屋入国管理局 | 平成25年5月16日 | 開放処遇中の時間以外に電話することについて、申し出をすれば可能であることを周知していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 本年5月25日から、毎日、開放処遇の時間以外の18時から20時55分までの間、電話使用を認めることとしたが、それ以外に電話使用申出があれば個別に判断する旨を被収容者に周知している。 |

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

| 番号 | 施設名 | 委員会 | | 入国者収容所等及び出国待機施設 | |
|----|----------|------------|--|-----------------|---|
| | | 意見提出年月日 | 委員会の意見 | 委員会への報告日 | 検討結果 措置内容 (検討中又は措置を講じなかった場合はその理由) |
| 54 | 名古屋入国管理局 | 平成25年5月16日 | 外部からの購入や差し入れについては、出来る限り柔軟に対応していただくとともに、治安上の懸念等から購入や差し入れが困難な物品については、理由を明確に説明して、被収容者から理解を得られるよう努力していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 外部からの差し入れを認めていない主な理由については、過去に飲食物の中身が入れ替えられ、酒類等の禁制品が持ち込まれた事例があるなど保安上又は衛生上の支障があるほか、そのような物品の検査に時間を要し業務に支障を来すためであるが、被収容者から説明を求められれば、理解が得られるよう説明している。 なお、被収容者は当庁舎に入居するコンビニエンスストアから飲食物の購入が可能であるところ、本年4月に購入品目の拡大を行っており、今後も被収容者の要望に対して可能な範囲で対応することとしている。 |
| 55 | 名古屋入国管理局 | 平成25年5月16日 | 今後の見通しを立てられないことが被収容者にとってストレスとなっていることから、被収容者が関心を有する諸手続きについて理解を得られるよう十分に説明していただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 被収容者から各種手続等に関する質問・相談があれば、担当職員が適宜説明するなど適切に対応しているほか、弁護士会による無料法律相談を含め主な手続や制度について、案内文を収容場内に掲示したり、居室内のルールブックにおいて案内している。 |
| 56 | 名古屋入国管理局 | 平成25年5月16日 | 午前の開放処遇時間中にも温水のシャワーをできるようにした上で、被収容者自身で温度調整ができるようにしていただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置（一部措置を講じない） 午前の開放処遇時間中の温水シャワーは4月から実施済みである。 温度調節はシャワー室に設置された機器で一元的に行う仕様になっており、職員が被収容者の求めに応じて温度調整を行っている。なお、被収容者が自ら温度調節を行うためには、各シャワーブースに温度調節機能を付加する大規模な施設改修が必要であることから、速やかな施設改修は困難である。 |
| 57 | 名古屋入国管理局 | 平成25年5月16日 | 提案箱の性質について被収容者の理解が得られるような案内をしていただきたい。 | 平成25年6月14日 | 措置 提案箱の近くに、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、トルコ語、ペルシャ語、フランス語、ロシア語で提案箱の性質についての案内文を掲示し、周知を図っている。 |